

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月15日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上富久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第6号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第55条第2項第2号中「育児休業職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を「育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第68条第2項第2号中「育児休業職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除

く。)」を「育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（第55条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。